



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年3月6日金曜日 第2652号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則.....（保健福祉課医療保険室）... 136

告 示

土地改良事業の工事の完了.....（農地整備課）... 137

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 137

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 137

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧.....（都市計画課）... 138

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（ " ）... 138

道路の区域変更（県道奥浦白浦線）.....（南予地方局管理課）... 138

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）... 138

規 則

○愛媛県規則第1号

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月6日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則（平成20年愛媛県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>3 平成20年度から平成29年度までの間において、市町（退職被保険者等所属市町（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。）を除く。）について、愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則（以下「算定規則」という。）附則第8項の規定により読み替えられた算定規則第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号）附則第11条第2項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とする。</p> <p>7 平成23年度 _____ において、退職被保険者等所属市町について、算定規則附則第9項の規定により読み替えられた、算定規則附則第7項の規定により読み替えられた算定規則第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号）附則第11条第6項の規定により読み替えて準用される同条第3項の規定により読み替えられた国民健康</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>3 平成20年度から平成26年度までの間において、市町（退職被保険者等所属市町（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。）を除く。）について、愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則（以下「算定規則」という。）附則第8項の規定により読み替えられた _____ 第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号）附則第11条第2項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とする。</p> <p>7 平成23年度から平成26年度までの間において、退職被保険者等所属市町について、算定規則附則第9項の規定により読み替えられた、算定規則附則第7項の規定により読み替えられた _____ 第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号）附則第11条第6項の規定により読み替えて準用される同条第3項の規定により読み替えられた国民健康</p>

保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とする。

8 平成24年度から平成29年度までの間において、退職被保険者等所属市町について、算定規則附則第9項の規定により読み替えられた、算定規則附則第7項の規定により読み替えられた算定規則第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号）附則第11条第7項の規定により読み替えて準用される同条第3項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とする。

保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第235号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年3月6日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	東宇和東部地区（西予市）	平成26年11月28日

○愛媛県告示第236号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成27年3月6日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成27年3月6日から19日まで

○愛媛県告示第237号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成27年3月6日

愛媛県知事 中村時広

本谷C（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成21年9月愛媛県告示第2097号）本谷C地区の項で指定した標柱11号、標柱10号及び標柱9号を順次結んだ線、同項で指定した標柱9号と次に掲げる地番の土地に存する標柱20号から標柱25号までを順次結んだ線、標柱25号と標柱26号を一般県道大洲保内線北側官民境界線で結んだ線及び標柱26と標柱11を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
大洲市平野町	平地	乙955番 1	20号
		乙954番	21号
		乙963番 1	22号、23号
		4978番 1	24号、25号
		4995番	26号

今岡口

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を町道石積線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
喜多郡内子町	大瀬東	3983番	1号
		3982番	2号
		3988番	3号、4号
		3933番	5号
		3963番	6号
		3959番	7号
		3954番	8号

中間

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱16号と標柱1号を国道417号北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
西予市野村町	白髭	1号408番	1号
		1号409番	2号、3号、4号、5号
		1号388番地先	6号
		1号472番	7号、8号
		1号473番地先	9号
		1号616番	10号
		1号617番	11号
		1号601番	12号、13号
		1号618番	14号
		1号462番	15号
		1号402番	16号

○愛媛県告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、愛南都市計画臨港地区の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成27年 3月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

する同法第20条第2項の規定に基づき、愛南都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成27年 3月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用

○愛媛県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	奥浦白浦線	宇和島市吉田町白浦字アラアジロ3036番2 から 同町白浦字花組西谷3034番1 まで	旧	メートル 4.0～24.0	キロメートル 0.238	
			新	5.0～27.6	0.238	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年 3月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 2月24日	特定非営利活動法人 福祉親愛会	渡 邊 文 春	松山市西石井1丁目1番25号	この法人は、身体障害者、知的障害者、発達障害児、精神障害者及び高齢者に対して福祉サービスの提供を行い、より福祉の充実に拡大する事を目的とする。